

病児・病後児保育事業の広域利用開始！

こおりやま広域圏連携事業の一つとして、病児・病後児保育の広域利用に関する協定を郡山市と締結しました。4月から、平田村民も郡山市にある医療法人仁寿会菊池医院が運営する「病児・病後児保育室らびっと」が、郡山市内在住者と同じ料金で利用可能になります。

- (1) 開所日時 月～金 午前8時30分～午後5時30分
土 午前8時30分～午後3時00分
- (2) 休所日 祝日・お盆・年末年始
- (3) 利用料 1回 2,000円
- (4) 対象 生後6か月～小学6年生



利用する際は、当日であっても必ず予約が必要になりますのでご注意ください。
詳しくは、病児・病後児保育室らびっとのホームページをご覧ください。



福島県で「自転車条例」が制定されました



自転車も車両です。

車両の運転者として、交通ルールを守り安全運転に利用しましょう。

令和4年4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が「義務」となりました。

交通ルールを守りましょう



しっかり
守ろう！

- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- 夜間はライト点灯
- ながら運転（スマホやヘッドフォン使用）の禁止

交通事故を防ぐためには…

- 自転車の側面から確認できる反射機材を装着しましょう。夜間の道路横断時に車から発見されやすくなります。
- 他車両との衝突や自ら転倒した際の被害軽減のため、ヘルメットの着用に努めましょう。

自転車損害賠償責任保険等とは、

自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害の填補することができる保険又は共済のことです。

※自転車事故の高額賠償事例として、9,521万円の賠償が科せられた事例も存在しています。

詳しくは、福島県ホームページをご覧ください。

福島県 自転車条例



住民課 ☎ 55-3112



マイナンバーカードの有効期間の基準年齢の取扱いについて

令和4年4月1日から20歳から18歳に引き下げ

平成30年6月20日に公布された民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）に基づき、令和4年4月1日からマイナンバーカードの有効期間が18歳に引き下げられます。

地方公共団体情報システム機構が交付申請書を受理した日（以下「申請受付日」という）を基準とする。

- ・申請受付日が4月1日より前の場合には、20歳以上の方が有効期間10年（それ未満は5年）
- ・申請受付日が4月1日以降の場合には、18歳以上の方が有効期間10年（それ未満は5年）

消防署からのお知らせ



山火事注意

山火事のおきやすい時期はいつ？

山火事の発生には季節的な特徴があります。山火事の約7割が冬から春（1月～5月）にかけて集中して発生しています。冬は森林内に落ち葉が積もって燃えやすい状態になっていること、風が強いこと、特に太平洋側は乾燥した状態になるといった自然条件が重なります。また、春先は、行楽や山菜採りのために山に入る人が増加するほか、農作業に由来する枯草焼きなどが山林に飛び火することが原因となっています。

山火事予防に当たって注意することは？

- ・一人ひとりが防火意識を高めることが最も大切です。山火事の原因の多くが、人のちょっとした火の取扱いの不注意で発生していることから、枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと
- ・たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ・強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ・火入れを行う際、許可を必ず受けること
- ・たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・火遊びはしないこと

平田分署で住宅用火災警報器普及啓発動画を作成しました！

須賀川地方広域消防組合では住宅火災での犠牲者をなくすため、住宅用火災警報器普及啓発動画を作成しております。平田分署で作成したものを須賀川地方広域消防組合のYouTubeチャンネルに掲載しましたので、是非ご覧ください。



防火・防災に関する動画です。
是非ご覧ください。平田分署作成

石川消防署平田分署 ☎ 55-2213